

取引停止の措置基準

措置要件	停止期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が、他大学または研究機関の役員および職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1)業者である個人または業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めべき肩書きを付した役員を含む。以下、「代表役員等」という。)</p> <p>(2)業者の役員または支店もしくは営業所(常時物品購入等契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、前号に掲げる者以外の者(以下、「一般役員等」という。)</p> <p>(3)業者の使用人で前号に掲げる者以外の者(以下、「使用人」という。)</p> <p>2 次に掲げる者が、官公庁その他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで控訴を提起されたとき。</p> <p>(1)代表役員等 (2)一般役員等 (3)使用人</p>	<p>逮捕または公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕または公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 協会発注の物品購入等契約に関し、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。)第3条または第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>4 業務に関し、独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2か月以上9か月以内</p>
<p>(競争入札妨害または談合)</p> <p>5 協会発注の物品購入等契約に関し、代表役員等、一般役員等または使用人が、刑法(明治40年法律第45号。以下同じ)第96条の3に規定する競争入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕または公訴を知った日から 3か月以上12か月以内</p>
<p>6 官公庁その他の公共機関の発注に係る物品購入等契約に関し、代表役員等、一般役員等または使用人が、刑法第96条の3に規定する競争入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕または公訴を知った日から 2か月以上12か月以内</p>
<p>(暴力団関係者)</p> <p>7 代表役員等または業者の経営に事実上参加している者が、集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者(以下、「暴力団関係者」という。)であると認められたとき。</p> <p>8 代表役員等が、業務に関し不正に財産上の利益を得、または債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2か月以上12か月以内</p>
<p>9 代表役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上12か月以内</p>

措置要件	停止期間
<p>(不正または不誠実な行為)</p> <p>10 架空の取引により、協会から支払われた金額を預かり金として管理し、協会の役員および職員に対して還流する等の不正行為が認められるとき。</p> <p>11 前各項に掲げる場合の他、業務に関し、不正または不誠実な行為をし、物品購入等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>12 前各項に掲げる場合の他、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、または禁固以上の刑もしくは刑法の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>